

日本平和学会『平和研究』投稿論文に関する査読細則

第1条 編集委員会は、投稿論文について2名の査読者を選定し、査読を依頼する。

第2条 査読者の決定にあたっては、以下の基準に従う。

- (1) 当該論文の内容に専門分野の近い者を選ぶ。
- (2) 原則として、会員の中から選ぶ。
- (3) 原則として、編集委員会委員は査読者にはなれない。

第3条 査読者との連絡事務は、編集委員会が行う。

第4条 査読に関する守秘義務

- (1) 査読については、原稿執筆者匿名のうえ、依頼する。
- (2) 査読者に対して、査読依頼の事実を含め、査読にかかる一切の事項の守秘を求める。
- (3) 編集委員会は、次期編集委員会への引き継ぎに必要な事項以外の一切の査読に関する事項を守秘する。

第5条 査読結果の報告等

- (1) 査読者は、査読対象原稿の受領後、原則として3週間以内に、査読結果を所定の書式に基づく査読結果報告書によって編集委員会に報告しなければならない。
- (2) 査読の結果は、「掲載可」「部分的な修正で掲載可」「修正を経た上で再査読し、改善が認められれば掲載可」および「掲載不可」の4種類とする。査読者は、査読結果を示すに当たり、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 編集委員会は、査読結果を尊重したうえで、該当論文の修正の可否と修正要請の内容、再査読の有無、掲載の可否について決定する。
- (4) 2名の査読者の査読結果が掲載の可否をめぐって大きく異なるとき、編集委員会は、第3の査読者を選任し、査読を依頼することができる。
- (5) 編集委員会は、投稿者に対して当該原稿の再投稿を求めることができる。再投稿は、原則として一回に限り認めることとする。原稿が再投稿された場合の扱いは、下記の通りとする。
 - (5-1) 査読結果に基づく編集委員会の判断が「部分的な修正で掲載可」の場合は、再投稿原稿が修正条件を満たしているかどうかを編集委員会が判断し、掲載の可否を決定する。その際、編集委員会は、以前に査読を行った査読者に再度査読を依頼し、「掲載可」または「掲載不可」の判断を求め、その判断を参考にすることができる。
 - (5-2) 査読結果に基づく編集委員会の判断が「修正を経た上で再査読し、改善が認められれば掲載可」の場合は、編集委員会は、以前に査読を行った査読者に再投稿原稿の再査読を依頼し、「掲載可」または「掲載不可」の判断を求め、その判断を尊重したうえで、掲載の可否を決定する。

第6条 改正

この細則の改正については、編集委員会の議決と理事会の承認を経て行う。

附則

この細則は、2020年1月1日から施行する。

2019年11月1日理事会承認